

答 申

1 審査会の結論

埼玉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が「集団面接評定票（平成〇〇年度）のうち〇〇〇分」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について平成26年11月17日付けで行った部分開示決定は、妥当である。

2 異議申立て等の経緯

（1）処分の経緯

異議申立人（以下「申立人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し平成26年11月4日付けで「平成〇〇年度、平成〇〇年度の埼玉県高等学校教員採用選考（〇〇科）において〇〇〇についての合否判定に係る全ての資料。」の開示請求を行った。

これに対し実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき平成26年11月17日付けで本件対象保有個人情報について部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知し開示を行った。

（2）異議申立ての経緯

申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、実施機関に対し平成26年11月25日付けで、本件処分の不開示部分の開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

（3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件異議申立てについて平成27年1月13日、実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けた。

イ 当審査会は、本件異議申立てについて平成27年1月13日、実施機関から理由説明書の提出を受けた。

ウ 当審査会は、本件異議申立てについて平成27年2月20日、申立人から意見書

の提出を受けた。

エ 当審査会は、本件異議申立てについて平成27年4月24日、実施機関から意見聴取を行った。

オ 当審査会は、本件異議申立てについて平成27年6月26日、申立人及び補佐人の口頭意見陳述を聴取した。

3 申立人の主張の要旨

(省略)

4 実施機関の主張の要旨

本件対象保有個人情報には、埼玉県教員採用選考試験の評定の方法、試験委員の評価及びコメントが記載されている。当該不開示部分が開示されると、今後も実施される当該試験における評定方法が推定され、面接応答のノウハウなどの受験技術に基づいた回答がなされたり、意識的にわい曲した回答がなされたりするおそれがある。また、受験者の真の人間性や教員としての適性、正確な能力の把握が困難になるなど、試験の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあり、条例第17条第7号に該当する。

試験員の「観察メモ」及び「総合所見」は評定項目及び総合判定と異なり、率直な印象が試験員個人の見方としてそのまま記載されているため、不合格となった者についての否定的な記述が開示された場合は、試験委員と受験者とのその後の人間関係に支障を来すなど正常な学校運営が阻害されかねない。このため、試験委員の自由かつ率直な意見が評定に反映されにくくなることにより、試験の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあり、条例第17条第7号に該当する。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、平成〇〇年度埼玉県公立学校教員採用選考試験において実施された集団面接試験の評定票のうち申立人に関して記載された部分である。

申立人は、本件処分の不開示部分は条例第17条第7号の不開示情報に該当しないと主張しているので、当審査会では本件対象保有個人情報を見分した上で、不開示部

分の条例第17条第7号該当性について以下検討する。

(2) 条例第17条第7号該当性について

ア 条例第17条第7号では、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。これは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨と解される。ここで、「おそれ」の程度は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。

当審査会が本件対象保有個人情報を見分したところ、「観察メモ」及び「総合所見」については、開示されることを予定せずに、面接試験における試験委員の率直な印象や意見が具体的に記載される部分である。評価の信頼性、妥当性が確保されるためには、試験委員が自由かつ率直に評定を行えることが必要である。また、試験委員が行う評価については、発言、態度、所作など少なからず性格的な部分を評価することが求められ、受験者自らが抱いている性格の認識と食い違いが生じることは予想されることである。これらが開示されるとすれば、試験委員が受験者の否定的な評価についてありのままに記載することを差し控えたり、画一的な評価の記載に終始したりといった可能性は否定できない。

また、「試験委員氏名」についても、受験者から本人の認識と大きく異なった評価内容についての説明や批判、いわれのない非難等が当該試験委員に対して行われる可能性はあると思われ、試験委員の自由かつ率直な意見が評定に反映されにくくなる可能性も否定できない。

よって、不開示部分を開示すると試験の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあり、条例第17条第7号の不開示情報に該当する。

イ なお、申立人が主張するとおり、一般的に受験者は、およそ試験を受けるに当たり面接時の質問内容について市販の問題集等を参考にすることはもとより、受験者間の情報交換等により広く対策をとっていることが推測される。

実施機関は、開示しない理由の一つとして、不開示部分が開示されると面接応答

のノウハウなどの受験技術に基づいた回答がなされたり、意識的にわい曲した回答がなされたりするおそれがあるなど、受験者の真の人間性や教員としての適性を評価できなくなるおそれが生じると主張する。

実施機関のこの主張については、受験者が面接試験における質問例等を全く知り得ることがない状況を前提としており、上述の現状においては合理性を欠くものと言わざるを得ない。

しかしながら、上記アのとおり不開示部分が条例第17条第7号の不開示情報に該当することに変わりはない。

(3) 申立人のその他の主張について

申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大森三起子、田村泰俊、西田幸介

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成27年 1月13日	諮問を受ける（諮問第136号）
平成27年 1月13日	実施機関から理由説明書を受理
平成27年 2月20日	申立人から意見書を受理
平成27年 2月23日	審議
平成27年 4月24日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成27年 6月26日	申立人及び補佐人による意見陳述及び審議
平成27年 7月29日	審議
平成27年 9月 9日	審議
平成27年 9月18日	答申

